

平和大通りの利活用のための基本計画（案）

～鎮魂、憩い、にぎわい、おもてなしが調和し、
都心の回遊を促す平和のシンボルロードを目指して～

令和3年11月

広島市

目 次

第1章 計画策定に当たっての基本的事項

1	背景と目的	．．．．	1
2	計画の位置付け	．．．．	1
3	計画の目標年次	．．．．	2
4	計画の対象範囲	．．．．	2

第2章 平和大通りの目指す姿

1	ひろしま都心活性化プランにおける将来イメージ	．．．．	3
2	市民等のニーズ	．．．．	3
3	目指す姿	．．．．	5

第3章 現状と課題

1	平和大通りの概要	．．．．	6
2	対象範囲の沿道の土地利用状況	．．．．	6
3	平和大通りの資源・施設等	．．．．	9
4	平和大通りの利用状況等	．．．．	11

第4章 今後の取組

1	平和大通りにおける道路占用の規制の緩和	．．．．	15
2	整備の内容及び手法	．．．．	15
3	利活用の取組	．．．．	16
4	回遊の促進	．．．．	17
5	スケジュール	．．．．	17
6	整備イメージ	．．．．	18

第1章 計画策定に当たっての基本的事項

1 背景と目的

(※数字)は用語解説があります。(以下同じ。)

平和大通りは、平和記念都市の建設のため、たゆまぬ努力をしてきている本市を代表するシンボリックな通りとして、また、快適な都市環境を形成する緑豊かな空間として、戦後の復興とまちの発展を支えてきました。

近年、人口減少や少子高齢化の急速な進展など社会経済情勢が大きく変化する中、本市が持続的に都市の活力を維持・向上し、広島広域都市圏^(※1)の発展をけん引していくためには、都市の活力とにぎわいを生み出す中心となる都心において、これまで以上に国内外の人を惹きつける広島ならではの個性的で魅力ある空間を創出する必要があります。

また、観光振興の視点からは、多くの観光客は原爆ドーム、平和記念公園を中心に観光した後は市外に移動し、平和大通りを含む他の都心部の観光資源を十分に活用できていない状況にあり、観光客の滞在時間の延長と観光消費額の増加を図る必要があります。

本市は、こうした課題を克服し、都心を活性化するため、中長期的な視点で都心の将来像や目指す姿、その具体化に向けた施策等を示すひろしま都心活性化プラン^(※2)を平成29年3月に策定しました。このプランにおいては、平和大通りを“平和への思いを共有するゾーン”として位置付け、その特徴を生かし、新たなにぎわいを生み出すこととしています。

こうしたことから、ひろしま都心活性化プランに基づき、平和大通りを人々に平和を実感してもらう空間、また、都心の回遊を促す新たなにぎわいを生み出す空間にしていくため、平和大通りの魅力や価値を高める整備及び利活用の取組を進めることとし、それらの内容を定める計画として、「平和大通りの利活用のための基本計画」（以下「本計画」といいます。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は広島市基本構想、第6次広島市基本計画、広島市都市計画マスタープラン及びひろしま都心活性化プランを上位計画としています。

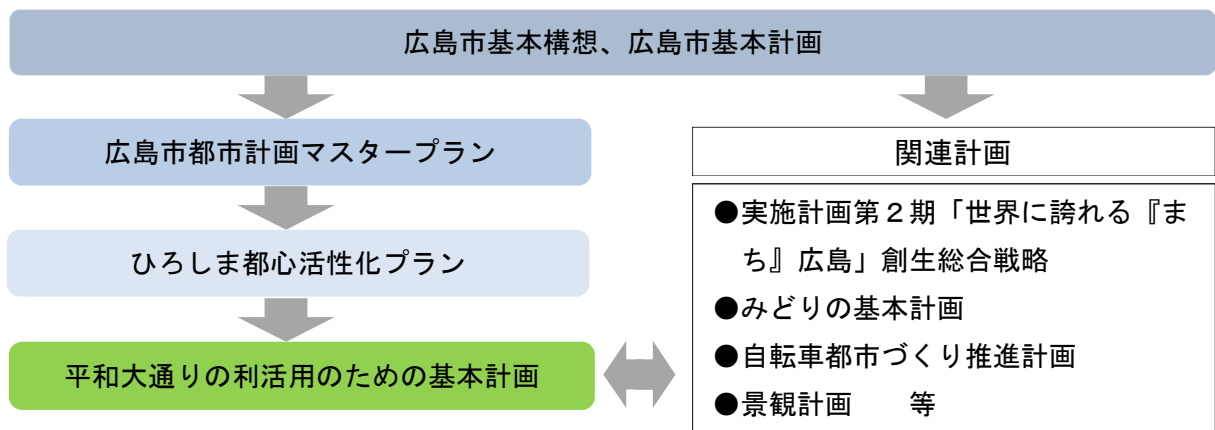
広島市基本構想、第6次広島市基本計画では、都市像として「国際平和文化都市」を掲げ、その具現化に当たり、「世界に輝く平和のまち」、「国際的に開かれた活力あるまち」、「文化が息づき豊かな人間性を育むまち」の3つの要素を基に施策の構想と大綱を定めています。

広島市都市計画マスタープランでは、本市の都市像を実現するため、「活力」、「魅力」、「快適性」という3つの視点で都市づくりの目標を設定し、ひろしま都心活性化プランでは、都心が市民はもとより、国内外から多くの人を惹きつけ、市域を超えた地域全体に活力とにぎわいを生み出す中心的な役割を担っていく必要性を示しています。

本計画は、これらの都市像や都市づくりの目標、都心の役割を踏まえて、本市を代表するシンボリックな通りである平和大通りの魅力や価値を高める整備及び利活用の取組の内容を示すものです。

なお、本計画は、広島市みどりの基本計画（2021-2030）や自転車都市づくり推進計画などの関連計画との整合を図ります。

【本計画の位置付け】



3 計画の目標年次

本計画に基づく平和大通りの魅力や価値を高めるための整備は、広島を訪れる観光客等の陸の玄関であるJR広島駅の南口広場の再整備等の完成に合わせて、令和8年度（2026年度）までの完了を目標とします。

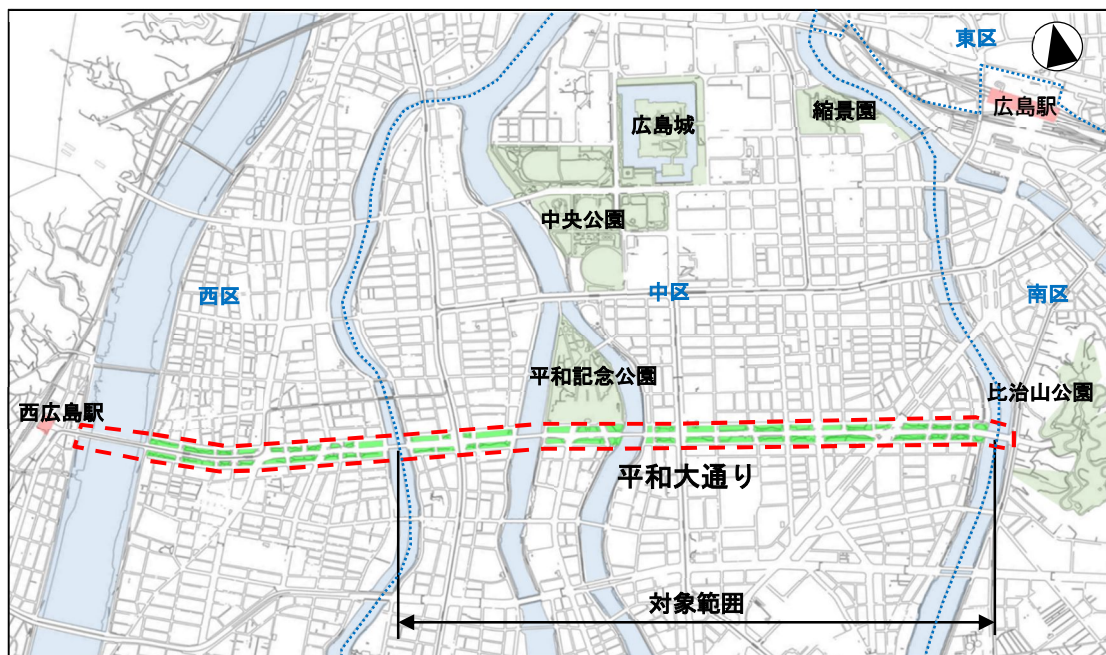
また、多様な担い手による利活用の取組は、将来にわたり継続的に行われていくことを目指します。

4 計画の対象範囲

本計画は、ひろしま都心活性化プランに基づき、都心に位置する中区内の平和大通りを対象範囲とします。

なお、西区内の平和大通りに関しては、JR西広島駅南口駅前広場再整備等の状況を踏まえ、また、将来的なアストラムライン西風新都線の整備も見据えて検討します。

【本計画における対象範囲】



第2章 平和大通りの目指す姿

1 ひろしま都心活性化プランにおける将来イメージ

ひろしま都心活性化プランでは、平和大通りについて、市民はもとより、隣接する平和記念公園を訪れる観光客などの人の流れを呼び込むような都心を貫く東西の軸となり、にぎわいと交流を都心全体に広げていくことを目指すとしています。また、平和記念公園と同様に“平和への思いを共有するゾーン”に位置付け、平和を願う世界中の人々が出会い、交流し、平和への思いを共有するとともに、戦後復興した広島を実感できる空間とすることを目指すとしています。

これを進めるに当たっては、市民、企業、行政といった様々な主体が平和大通りの目指す姿を共有し、それぞれの役割を果たしながら、連携・協働することが必要です。

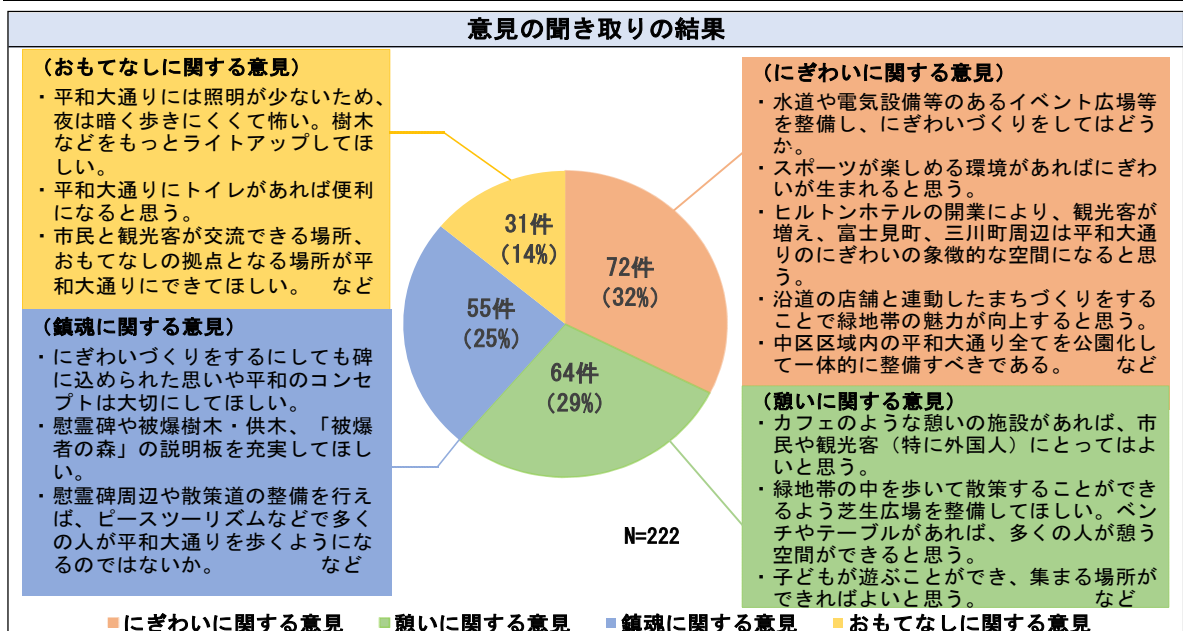
2 市民等のニーズ

本計画の策定に先立って平和大通り沿道地域の町内会や企業、被爆者団体等を個別訪問して意見を聞き取るとともに、広く市民等に対して意見を募集しました。

いただいた意見は、以下のとおりであり、「鎮魂」、「憩い」、「にぎわい」、「おもてなし」の4つの要素に大別できます。そして、これらは市民等が平和大通りに求める要素であると考えられます。

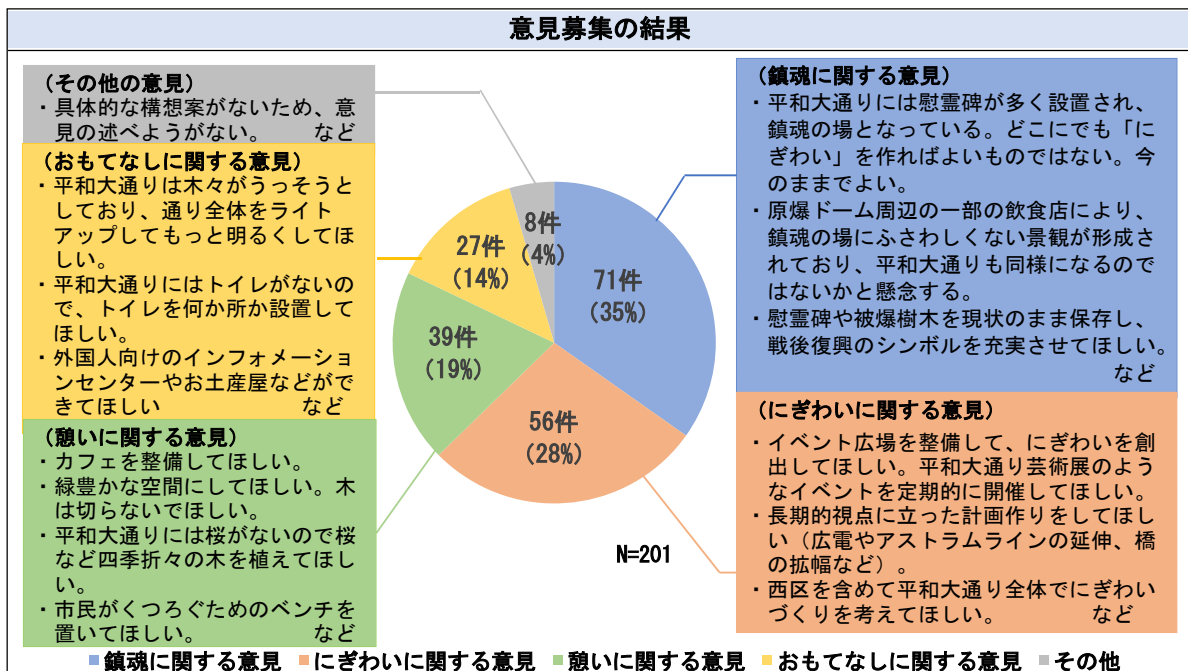
(1) 意見の聞き取り

相手方	平和大通り沿道地域の町内会、地区社会福祉協議会、企業及び商店街組合並びに被爆者団体並びに慰霊碑の管理者など90団体
実施期間	令和2年4月27日～9月24日
意見の件数	222件
結果	「鎮魂」に関する意見は55件（25%）、「憩い」に関する意見は64件（29%）、「にぎわい」に関する意見は72件（32%）、「おもてなし」に関する意見は31件（14%）ありました。



(2) 意見募集

実施方法	本市のホームページ及び広報紙「ひろしま市民と市政」に募集記事を掲載
実施期間	令和2年7月1日～8月24日
意見の件数	201件
結果	「鎮魂」に関する意見は71件（35%）、「憩い」に関する意見は39件（19%）、「にぎわい」に関する意見は56件（28%）、「おもてなし」に関する意見は27件（14%）、「その他」の意見が8件（4%）ありました。



こうした市民等の多様な考え方を生かし、「鎮魂」、「憩い」、「にぎわい」、「おもてなし」の全ての要素を大切に調和させることにより、平和大通りをその名にふさわしい平和を象徴する通りにしていくことが必要です。

第3章 現状と課題

1 平和大通りの概要

平和大通りは、平和記念公園の南側に位置し、鶴見橋東詰から新己斐橋西詰までを区間とする延長約4km、標準幅員100mの都心を東西に貫く幹線道路^(※3)であり、中央に車道4車線、その両端に歩道、歩道に隣接して緑地、更に副道及び歩道が整備されています。

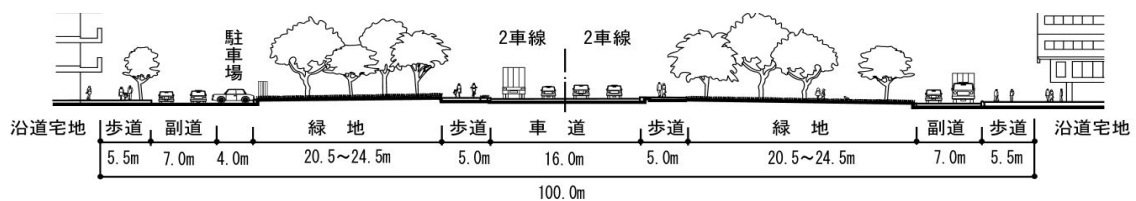
その成り立ちは、戦時中、空襲による延焼を防ぐため、民家などの建物を取り壊して作った防火帯を設けたことに始まり、戦後、多くの周辺住民等の協力を得ながら、昭和27年に策定された「広島平和記念都市建設計画」^(※4)において、土地区画整理事業を施行するとともに、都市計画街路の整備を進め、昭和40年に全線が開通しました。

整備に当たっては、原爆被害からの復興を目指す本市が「広島のを永遠の緑でおおわれた平和郷に」と県内の市町村に対して樹木の提供を呼びかけた供木運動^(※5)等により数多くの樹木が植えられました。また、多くの慰霊碑や平和を祈念する石燈籠及び記念碑などが通りの各所に設置されています。

【平和大通り（全景）】



【平和大通りの構造】



2 対象範囲の沿道の土地利用状況

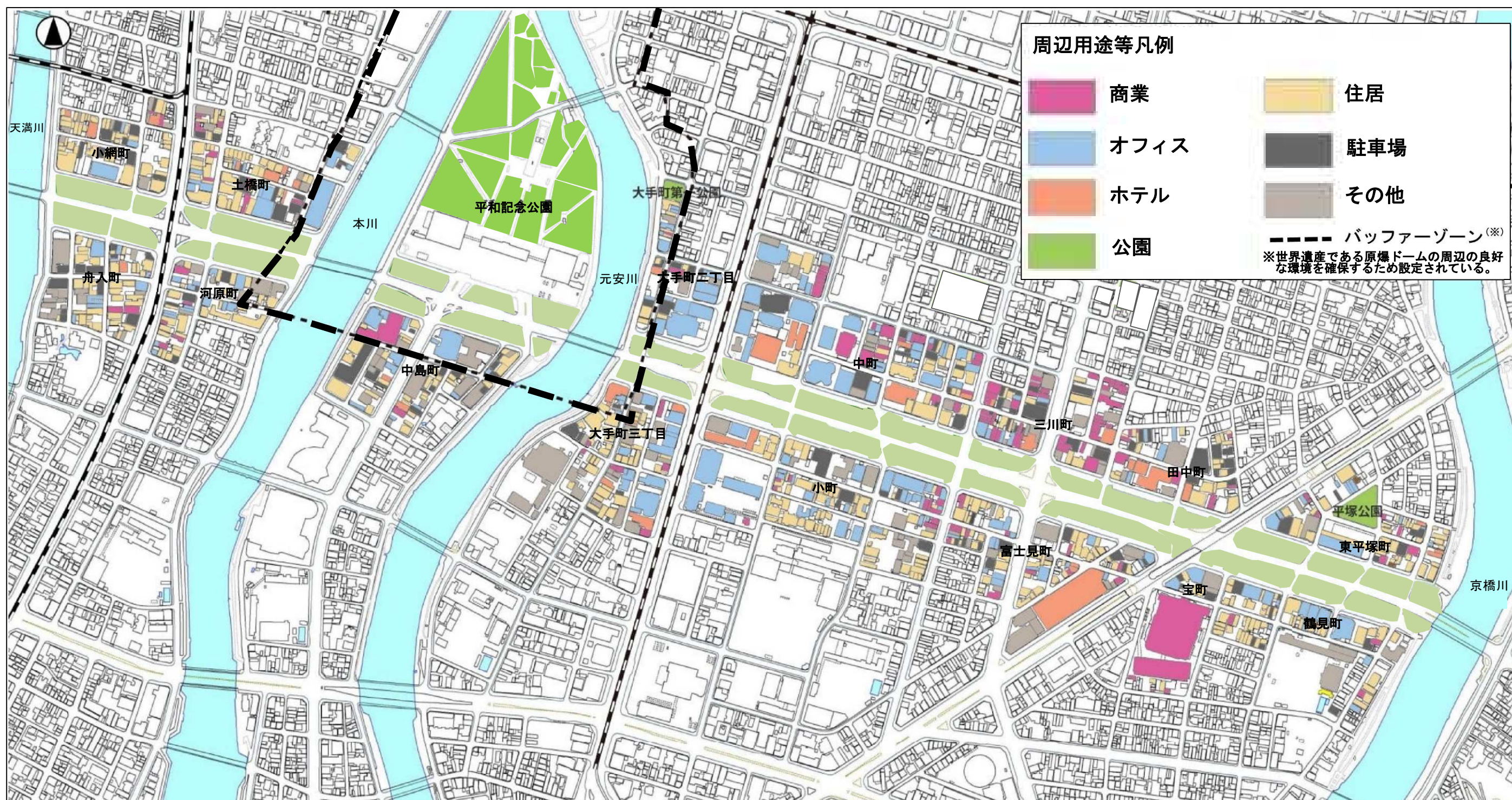
対象範囲における平和大通り沿道には、15の町が所在し、その土地利用状況は、以下のとおりとなっています。

また、平和記念公園周辺は、世界遺産である原爆ドームの周辺の良い環境を確保するため、バッファゾーン^(※6)が設定されています。

(平和大通り沿道の土地利用状況)

町名	土地利用状況
小網町、舟入町、土橋町、河原町	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面して住居、オフィス、駐車場等が立地している。 ・住居が多くを占めている。
中島町	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面して北側には平和記念公園が、南側にはオフィス、商業施設、住居等が立地している。 ・オフィス、商業施設、住居等が混在している。
大手町二丁目	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面してオフィス、住居が立地している。 ・オフィスが多くを占めている。
大手町三丁目、小町	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面してオフィスやホテルがあり、住居の多くは沿道より南側に立地している。 ・オフィスと住居が多くを占めている。
中町	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面してオフィス、ホテル、住居が立地している。 ・オフィスが多くを占めている。
三川町	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面して商業施設、オフィス、ホテル、住居等が立地している。 ・商業施設が多くを占めている。
田中町	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面してホテル、住居、商業施設等が立地している。 ・ホテル、住居、駐車場が多くを占めている。
富士見町	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面して住居、オフィス、駐車場等が立地している。 ・住居が多くを占めている。 ・大型ホテルが建設中である。
宝町	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面してオフィス、住居、駐車場が立地している。 ・大型商業施設、オフィス、住居等が立地している。
東平塚町、鶴見町	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面してオフィス、住居、駐車場が立地している。 ・オフィス、住居が多くを占めている。

【対象範囲の沿道の土地利用状況】



3 平和大通りの資源・施設等

平和大通りの目指す姿の実現に当たり、現状の平和大通りには以下の課題があります。

(1) 慰霊碑・石燈籠・記念碑・樹木

平和大通りには、原爆で亡くなられた方を慰霊するための碑、平和を祈念する石燈籠や記念碑、被爆樹木や供木が点在し、それらを紹介する説明板が設置されていますが、それらの存在は一部の市民の方にしか知られていないのが現状です。



慰霊碑の説明板



石燈籠の説明板



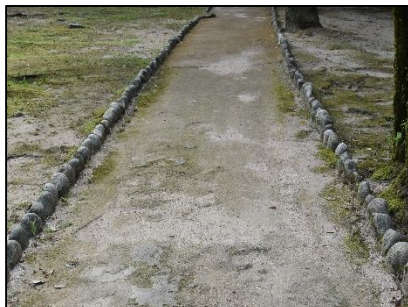
被爆樹木の説明板

【課題】

慰霊碑、石燈籠、記念碑、樹木の存在を広く知ってもらうため、それらの場所、由来、内容などを紹介する統一感のある説明板を設置する必要があります。

(2) 緑地・園路

平和大通りには、緑地が整備されていますが、緑地内の園路には凹凸や通行する時に支障となる縁石がある、隣接する歩道との間に段差がある、芝生が剥げて表土が流出し樹木の根が露出しているなど、通行しにくい場所があります。



河原町付近



大手町付近



土橋町付近

【課題】

バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮し、誰もが通行しやすい空間となるよう緑地及び園路の再整備を行う必要があります。

(3) 照明設備

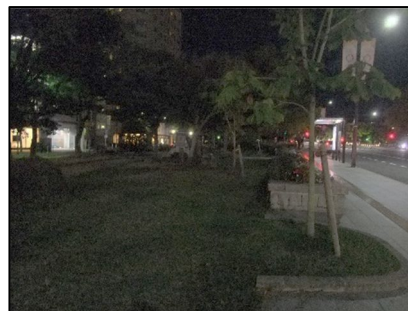
平和大通りには、緑地に照明設備が設置されていますが、樹木の繁茂により夜間は暗い場所もあり、市民等に「暗い」「怖い」というイメージを抱かせるようなところがあります。



東平塚町付近



宝町付近



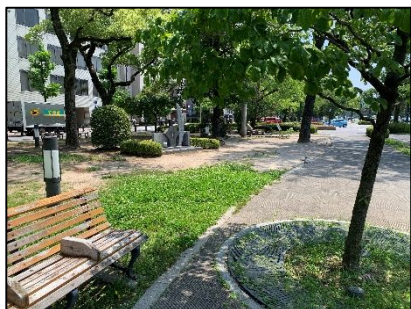
大手町付近

【課題】

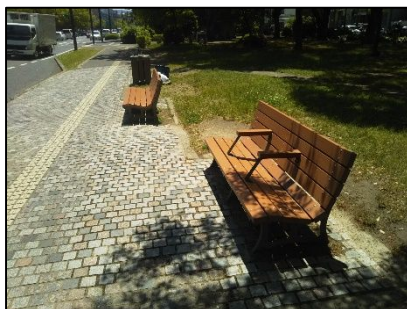
市民等の不安を解消するため、樹木のせん定及び照明設備を充実させる必要があります。

(4) 休養施設

平和大通りには、歩道や緑地にベンチが整備されていますが、その多くは日陰のない歩道に整備されており、快適な空間とは言えない状況です。



中町付近



小町付近



大手町付近

【課題】

より居心地の良い快適な空間にするため、ベンチは樹木の木陰を活用できる緑地内に設置する必要があります。

(5) 平和大通りに不足する施設・設備

平和大通りの緑地部分は、道路であることから道路法等の法的な規制を受けており、都心の一等地にある広大な緑地空間でありながら、カフェのような憩いの施設、交流広場、トイレなど、市民等が平和大通りに求める施設や設備がなく、十分に利活用されているとは言えません。また、平和大通りに存在する施設・設備等を紹介する案内サインがありません。

【課題】

法的な規制（道路占用における「無余地性の基準」^(※7))を緩和し、市民等が平和大通りに求める施設や設備、また平和大通りを紹介する案内サインを設置できるようにする必要があります。

4 平和大通りの利用状況等

(1) イベント利用

平和大通りの緑地部分は、道路であることから道路法等の法的な規制を受けており、ひろしまフラワーフェスティバルやひろしまドリミネーション等の限られた期間内でのイベント等による利活用はされていますが、年間を通じて利活用されているとは言えません。



フラワーフェスティバル



ドリミネーション

【課題】

平和大通りを年間を通じて利活用するため、法的な規制（道路占用における「無余地性の基準」）を緩和し、イベント等で利活用しやすい環境を整える必要があります。

(2) 利活用の担い手

平和大通りの緑地部分を利用して、市民等が週末の朝市、樹木の観察会、慰霊碑巡りなどを開催していますが、そうした活動に取り組む担い手は少数に留まっています。

また、慰霊碑周辺で慰霊祭が行われていますが、慰霊祭の参加者は高齢化しており、慰霊碑に託された想いを次世代に継承することが難しくなっています。



朝市



樹木の観察会



慰霊碑巡り

【課題】

沿道地域の住民・団体・企業等を始めとする多様な担い手が、平和大通りの利活用に取り組む必要があります。

(3) 回遊の促進

平和大通りには、原爆で亡くなられた方を慰霊するための碑、平和を祈念する石燈籠や記念碑、被爆樹木や供木が点在していますが、平和への思いを共有するためにこれらの資源を巡っているのは一部の市民の方たちに留まっています。

また、滞在時間の延長につながるような平和大通りと平和記念公園以外の都心部の地域資源を回遊する観光客等はほとんど見られません。

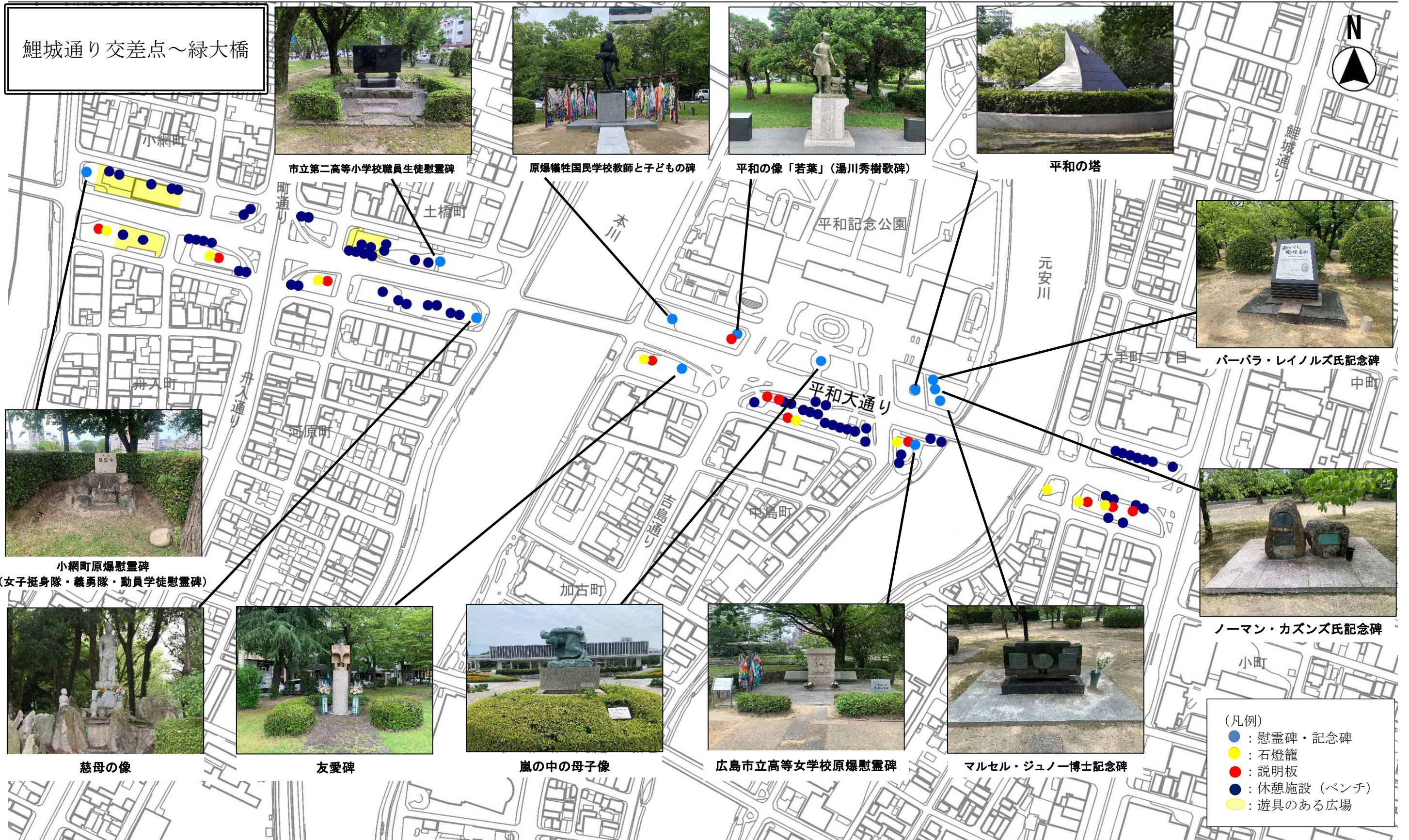
【課題】

多くの市民や観光客等が徒歩や自転車等で平和大通り内を巡り、また、平和大通りから他の地域資源を巡ることができるよう、平和への思いの共有や平和関連施設等の回遊の促進を図るピースツーリズム^(※8)と連動させた取組や案内サインの充実など、回遊を促すための誘導策等に取り組む必要があります。

【平和大通りの現況】



【平和大通りの現況】



第4章 今後の取組

平和大通りが、「鎮魂、憩い、にぎわい、おもてなしが調和し、都心の回遊を促す平和のシンボルロード」となることを目指して、平和大通りの魅力や価値を高めるための整備や利活用の取組を次のとおり行います。

1 平和大通りにおける道路占用の規制の緩和

車道・歩道を除いた平和大通りについて、都市公園と位置付けて道路と都市公園の効用を兼ねる区域とすることにより、道路占有許可対象外の施設等の設置が可能となり、また、年間を通してイベント等で活用することができるよう法的な規制を緩和します。

2 整備の内容及び手法

(1) 整備の内容

ア 「鎮魂」の場にふさわしいたずまいとするための再整備

平和大通りに所在する慰霊碑、石燈籠、記念碑、被爆樹木及び供木は、平和への思いを共有するための貴重な財産であることから、多くの人に訪れてもらい、知ってもらえるよう、周辺の整地や舗装、せん定などの景観整備、説明板の設置を行います。

イ 「憩い」の場にふさわしいたずまいや「おもてなし」の向上を図るための再整備

既存施設（園路、広場など）については、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮し、誰もが通行しやすく居心地の良い空間となるよう、隣接する歩道との段差の解消や、芝の張り替え及びベンチの移設などの再整備を行います。

ウ 「憩い」や「にぎわい」、「おもてなし」の機能の向上を図るための整備

多くの人が憩うためのカフェなどの飲食店や持続的なにぎわいを創出するための交流広場等を整備するほか、おもてなしの機能の向上のためのトイレを設置し、案内サイン及び照明設備を充実させます。

こうした施設や設備の配置については、慰霊碑や供木等の位置、また、商業施設、オフィス、住居等の集積状況など周辺環境を踏まえながら行います。

さらに、これらの具体的な整備内容や場所等については、沿道地域の町内会、企業、市民等に参加してもらってワークショップを開催し、そこでの意見を踏まえながら決定します。

(2) 整備の手法

前述の整備に当たっては、都市公園において、豊富なアイデアやノウハウを持つ民間事業者が緑豊かな空間を利用して創意工夫し、自らが設置する飲食店等の収益施設と一般の公園利用者が利用できる広場等を一体的にデザイン・整備することにより、公園の魅力向上や利用者向けサービスの充実と、民間事業者の収益の活用による公園管理者の財政負担の軽減を可能とする公募設置管理制度（Park-PFI 制度）を活用することとし、本制度を活用する区域を定めた上で、公募により事業者を選定します。

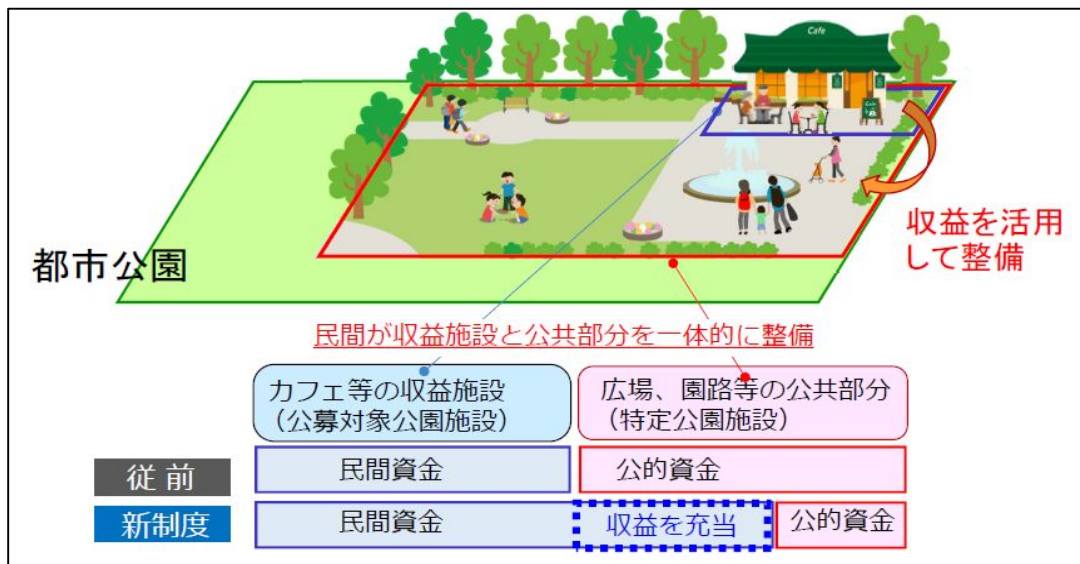
公募により選定された民間事業者（以下「民間事業者」といいます。）は、カフェのような憩いの施設とその周辺の園路や広場等を一体的に整備し、施設等の運営を行います。

民間事業者が整備する区域以外の公園施設（緑地）は、市が整備します。

公募設置管理制度 (Park-PFI 制度)

- ・ 飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と当該施設から生じる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度
- ・ 都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便性の向上を図る整備・管理手法
- ・ 事業期間は最長20年

【公募設置管理制度 (Park-PFI 制度) の活用イメージ】



資料：「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」(平成29年8月 国土交通省)

3 利活用の取組

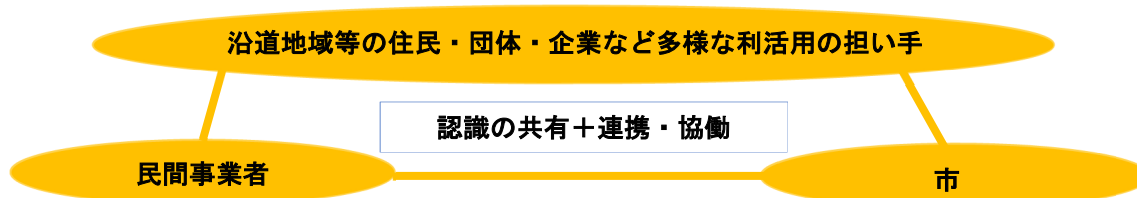
平和大通りの魅力や価値を高めるよう、多様な担い手、民間事業者、市がそれぞれの役割を果たしながら積極的に利活用に取り組むことが重要です。

民間事業者は、自ら利活用の担い手になるとともに、ノウハウや人的ネットワークを活用して、沿道地域の住民・団体・企業を始めとした平和大通りの利活用に取り組む担い手づくりを市と連携しながら行います。

担い手は、慰霊碑・供木等のガイド等の「鎮魂」に関する取組、季節の花壇づくり等の「憩い」や「おもてなし」に関する取組、朝市等の「にぎわい」に関する取組、清掃美化活動等の「おもてなし」に関する取組など平和大通りの魅力や価値を高める様々な取組を行います。

市は、平和大通りの利活用の取組が円滑かつ持続的に行われるよう、市民等に参加してもらうワークショップの開催及び担い手との継続的な意見交換の場の設置、利活用の条件や手続きに係る規程の整備と運用を行います。また、将来的には、多様な担い手によって連携・協働する体制が作られ、平和大通りの魅力や価値を高める利活用の取組が持続的なものとなるよう支援します。

【連携・協働のイメージ】



4 回遊の促進

平和大通りは、「平和の都心回廊」の中にあつて、JR広島駅と平和記念公園、更にその先のJR西広島駅とを南側でつなぐ、いわば「南の街道」に位置しており、「北の街道」に位置する中央公園内の旧広島市民球場跡地、サッカースタジアム及び広場エリア、広島城三の丸等の整備状況を踏まえつつ、比治山公園との繋がりも考慮しながら、市民はもとより、平和記念公園を訪れる観光客等の人の流れを呼び込み、徒歩や自転車等で平和大通り内を巡り、また、そこから他の地域資源を巡ってもらえるような拠点となることを目指します。

このため、市民や観光客等の徒歩や自転車等による回遊が快適なものとなる環境づくりとして、案内サインの多言語化やより分かりやすいデザインへの更新など、案内表示の充実を図るとともに、サイクルポートの整備などに取り組みます。

また、ピースツーリズムの取組の中で平和大通りに所在する被爆樹木や推奨周遊ルート等の情報を発信するとともに、多様な担い手と連携して交流広場等で行われる様々なイベントの情報を広く提供することなどに取り組みます。

5 スケジュール

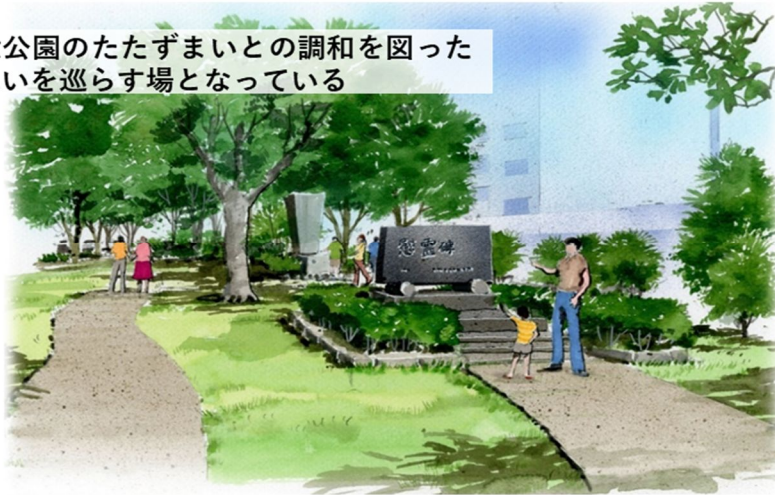
本計画に基づく整備や利活用に係るハード事業及びソフト事業について、以下のスケジュールで進めます。

区分		令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度～ (2027年度)
ハード事業	都市公園に位置付けるための手続き	都市公園の設置に係る関係機関協議・手続き					
	公募対象公園施設 特定公園施設	各種調査 (地下埋設物調査等)	公募設置等指針 の作成	公募選定	実施設計・工事 (民間整備)	公募対象公園施設の運営 特定公園施設の維持管理	
	上記以外の公園施設 (緑地)	意見を反映	実施設計	工事(順次、供用開始)(市整備) 平和記念公園前等		維持管理	
ソフト事業		ワークショップ		多様な担い手による平和大通りの利活用の取組			
		「平和の都心回廊」における回遊の促進					

6 整備イメージ

【鎮魂】

平和記念公園のたたずまいとの調和を図った
鎮魂の思いを巡らす場となっている



慰霊碑などを中心とした空間づくり



(ラ・パンセ像周辺花壇)

「平和」について思いを馳せるスポット巡り



(ピースツーリズム)

供木や石燈籠、モニュメントなどのライトアップ



(平和大通り芸術展)

【憩い】

芝生広場や休憩施設、子どもの遊び場などが整備され、
人々は思い思いに過ごしている



居心地の良い芝生広場



(東京・南池袋公園)

景観に溶け込んだカフェ



(東京・上野恩賜公園)

子どもの遊び場



(廿日市市佐伯総合スポーツ公園)

【にぎわい】

平和記念公園を訪れた観光客などを迎え入れる
施設が整備され、人々が集まる場所となっている



音楽を楽しむイベント



(平和大通り芸術展「祝祭イベント」)

交流が生まれる空間



(ひろしまドイツ・クリスマスマーケット)

フォトジェニックな演出



(平和大通り芸術展)

【おもてなし】

安全・安心で、快適な空間となっている



夜も明るく、安全、安心な設え



(猿猴橋)

緑豊かな散策道



(名古屋・久屋大通公園)

景観に配慮したトイレ



(東京・池袋西口公園)

用語解説

番号	用語	解説
1	広島広域都市圏	広島市の都心部からおおむね60kmの圏内にある、東は三原市エリアから西は山口県柳井市エリアまでの25市町で構成される圏域
2	ひろしま都心活性化プラン	広島県と共同で平成29年3月に策定した都心のまちづくりの方向性として、都心の将来像・目指す姿及び具体的な施策を示した計画であり、「広島市基本構想」及び「広島市都市計画マスタープラン」を上位計画とする部門計画
3	幹線道路	都市全体に網状に配置され、都市の骨格や近隣住区を形成する道路
4	広島平和記念都市建設計画	広島平和記念都市建設法（昭和24年8月6日に公布・施行された法律）の施行後に、それまでの広島復興都市計画（昭和21年及び24年策定）に置き換わる新たな都市づくりの計画として昭和27年3月に決定した都市計画
5	供木運動	昭和20年8月の原爆被害からの復興において、「広島を永遠の緑でおおわれた平和郷に」という呼びかけで、本市が広島県内の市町村に供木を募った運動。昭和32年から33年の2か年で約6千本の苗木が寄せられ、平和大通りの緑地帯などに植樹された。
6	バッファゾーン	世界遺産である原爆ドームの周囲の良好な環境を確保するための緩衝地帯。この区域では建築物等の高さや屋外広告物等のデザインなどの適切な景観誘導が図られている。
7	無余地性の基準	道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限って占有を許可することができるという基準
8	ピースツーリズム	平和をテーマとした旅行やそれに伴う周辺地域周遊。被爆建造物を巡るルートや被爆前後の文化・文学などを巡るルート等の来訪者が平和関連施設を巡る際の参考となるルートをテーマ別に設定している。